

青森県報

号外第百四号

令和三年
十一月三十日
(火曜日)

目 次

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…(人事課)…二
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…(同)…三
- 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例…(同)…四

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第三十三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十七・五」を「百分の百」に、「百分の五十」を「百分の五十七・五」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第十九条第二項の項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第十九条第二項の項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員の期末手当支給条例(昭和三十一年四月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

第二条 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円